

省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

年 月 日

国見町長 様

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

国見町税条例附則10条の3の規定により下記の通り申告します。

所在地	国見町大字					
所有者						
種 類		構造		床面積	一棟	居住部分
					m ²	m ²
建築年月日	年 月 日			登記年月日	年 月 日	
改修工事の内容	1. <input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事（必須） 2. <input type="checkbox"/> 天井の断熱工事 3. <input type="checkbox"/> 床の断熱工事 4. <input type="checkbox"/> 壁の断熱工事 5. <input type="checkbox"/> 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事					
改修完了日	令和 年 月 日					
省エネ改修工事に要した費用	円			内補助金の金額	円	
改修工事が完了した日から3カ月以内に申告書を提出できなかった理由						

添付書類

- 当該家屋の納税義務者の住民票の写し
- 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人によるもの）
- 補助金の交付決定を受けたことを確認することができる書類（※該当者のみ）
- 改修前後の平面図
- 長期優良住宅の写し（※該当者のみ）

【特例の概要】

令和4年4月1日～令和6年3月31日までに一定の熱損失防止改修工事（省エネ工事）が行われ、かつ改修が完了した日から3ヵ月以内に国見町役場税務課に申告したものに限り工事が完了した翌年度の固定資産税の3分の1を減額するものです。

（改修工事により、長期優良住宅に該当することとなった場合は3分の2）

【減額の対象となる家屋要件】

- ・平成26年4月1日以前から建てられた住宅であること。
- ・省エネ改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・店舗兼住宅の場合、居住部分の床面積の割合が2分の1以上であること。

※貸家住宅は対象となりません。

【改修工事の要件】

- 1.窓の改修工事（必須）
- 2.天井の断熱工事
- 3.床の断熱工事
- 4.壁の断熱工事
5. 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事

上記1.と2.~4.に係る工事の費用が60万円を超えていること。又は1.と2.~4.に係る工事の費用が50万円を超えていて、5の工事費と併せて60万円を超えていること。（補助金は除く。）

※経済産業・国土交通省の告示で定める省エネ基準に適合すること